

項 目 名	所有者不明土地・建物問題の解決のための登録免許税の特例		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	【制度の概要】 所有権の登記名義人が死亡した後も相続登記がされない土地について、その主要な発生原因の一つとして相続登記に係る費用の負担が指摘されている。このため、土地の相続登記に係る登録免許税について特例措置を設けることで相続登記を促進する。 【要望の内容】 延長：次の登録免許税の特例措置を2年間延長する。 ① 個人が相続（相続人に対する遺贈を含む。②の場合において同じ。）により土地の所有権を取得した場合において、当該個人が当該相続による当該土地の所有権の移転の登記を受ける前に死亡したときに、当該個人を当該土地の登記名義人とするために受ける登記に係る登録免許税の免除（租税特別措置法第84条の2の2第1項） ② 個人が、土地について所有権の保存の登記又は相続による所有権の移転の登記を受ける場合において、当該土地の当該登記に係る登録免許税の課税標準となる価額が100万円以下であるときにおけるその登録免許税の免除（租税特別措置法第84条の2の2第2項） 新規・拡充：上記②の要件を緩和する等の更なる拡充や新たな特例措置を講ずる。 【関係条文】 登録免許税法（昭和42年法律第35号）第9条 別表第1 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第84条の2の2	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	ー 百万円 （ ー 百万円） （ ー 百万円）

(1) 政策目的

所有者不明土地等問題の主要な原因である相続登記の未了への対応のため、相続登記を促進する。

(2) 施策の必要性

1 近時、所有権の登記名義人が死亡した後も相続登記がされないこと（相続登記の未了）等を原因として、不動産登記により所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない所有者不明土地・建物が生じ、民間の土地取引や公共事業の用地取得、農地の集約化、森林管理など様々な場面で多くの問題を引き起こしている。

2 この所有者不明土地等問題の解消については、これまでも政府の重要施策として政府方針に明記されてきたところ※1、令和8年7月21日に閣議決定がされた「経済財政運営と改革の基本方針2026」においても引き続き政府の重要施策として位置付けられ※2、平成30年に立ち上げられた「所有者不明土地等対策のための関係閣僚会議」の下、政府一体となって対策を講じている。

3 所有者不明土地の主な発生原因は相続登記の未了にあるところ、相続登記の促進のための方策として、登記に必要な費用負担を軽減するため、登録免許税の減免措置を講ずることが有効である。そこで、平成30年度税制改正大綱において、土地の相続登記に対する登録免許税の免税措置を創設することが盛り込まれ、当該措置は租税特別措置法第84条の2の3として規定された。

租税特別措置法第84条の2の3に基づく免税措置は現に相続登記の促進に効果を上げており、令和3年度税制改正において、その適用期限の1年延長（令和3年3月31日→令和4年3月31日）が認められるとともに、同条第2項の措置の拡充（適用対象の登記に表題部所有者の相続人が受ける所有権の保存の登記を追加）が認められた。また、令和4年度税制改正において、その適用期限の3年延長（令和4年3月31日→令和7年3月31日）が認められるとともに、同条第2項の措置の拡充（適用対象となる土地の範囲が全国全ての土地を対象とする）とともに、土地の価格の上限が10万円から100万円へ引き上げ）が認められた。さらに、令和7年度税制改正において、その適用期限の2年延長（令和7年3月31日→令和9年3月31日）が認められた。なお、所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第1号）により、令和8年4月1日から根拠規定が租税特別措置法第84条の2の2に変更している。

4 上記のとおり、所有者不明土地等問題は、政府全体で取り組むべき喫緊の課題と位置付けられ、その対策として、令和3年に成立した民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）により、相続登記等の義務化や新たな職権登記の創設等を内容とする不動産登記法の改正がされ、令和5年から令和8年までにかけて順次施行された。

もともと、所有者不明土地の割合は、令和7年度の国土交通省の調査においても、約22%と高止まりしている。また、令和6年能登半島地震においても、所有者不明建物の存在が円滑な復旧・復興を妨げているとの指摘がある。所有者不明土地等の解消及び発生予防に向けて税制上のインセンティブ措置をとる必要性は高い。

改正法案に対する衆・参法務委員会の附帯決議においても、所有者不明土地等問題の解決に向けて相続登記の登録免許税の減免等の措置を検討することが求められており、相続登記に係る登録免許税の減免が、本改正法の円滑な施行のための環境整備策の一つとして位置付けられている。

5 以上を踏まえ、相続登記の義務化を始めとする改正不動産登記法における新たな不動産登記の取扱いが、所有者不明土地等の解消及び発生予防の対策として十全なものとなるよう、現行の租税特別措置法第84条の2の2の規定に基づく登録免許税の特例措置の適用期限を2年間延長するとともに、更なる拡充や新たな特例措置を導入するなどの登記に関する費用負担の軽減を図る特例措置を講ずる必要がある。

		※1「経済財政運営と改革の基本方針 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）」、「経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」、「経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定）」、「経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）」、「経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）」、「経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）」、「経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）」、「経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）」、「経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）」等 ※2「経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）」 「防災等に資する空き家対策と所有者不明土地等対策（注）を一体的・総合的に推進する。」 （注）地籍調査・法務局地図作成、相続登記等を含む「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和 8 年 6 月 5 日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）に基づく取組。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ 国民の権利擁護 10 国民の財産や身分関係の保護
		政策の達成目標	相続登記の数の現状維持又は増加
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間
		同上の期間中の達成目標	相続登記の数の現状維持又は増加
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	適用要件①について、年間約 1 万 5 千件（約 9 万 4 千筆） 適用要件②について、年間約 3 2 万件（約 2 0 9 万筆）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	相続登記の数の現状維持又は増加

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	(1) 法定相続情報証明制度の実施（532,859 千円） (2) 長期相続登記等未了土地の解消事業の実施（676,629 千円） (3) 表題部所有者不明土地の解消事業の実施（281,611 千円） (4) 相続土地国庫帰属制度の実施（49,690 千円） (5) 相続登記申請義務化等への対応（183,210 千円）	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	所有者不明土地等問題への対応に係る主な取組は次のとおりである。 (1) 法定相続情報証明制度により、各種の相続手続の際の戸除籍謄抄本の提出の手間の省力化を図るとともに、相続登記の促進を図っている。 (2) 地方自治体等の要望に基づき長期相続登記等未了土地を対象にその解消を図る仕組みにより、既に発生している相続登記未了土地の解消を図っている。 (3) 歴史的経緯により登記簿の表題部所有者欄の記載が正常でない土地の解消に向けた仕組みにより、特殊な要因に基づいて生じている所有者不明土地の解消を図っている。 (4) 相続等により取得した土地を手放すことを認め、国庫へ帰属させることを可能とする仕組みにより、所有者不明土地の発生を予防し、土地の管理不全化の防止を図っている。 (5) 相続登記の義務化により相続人を明らかにするとともに、住所等変更登記の義務化により所有権の登記名義人の住所や氏名の最新化を図ることで、所有者不明土地・建物の発生の予防を図っている。 これらの対応に加え、相続登記をしようとする相続人の費用負担の軽減については、引き続き本要望で措置を行う必要がある。	
		要望の措置の妥当性	所有者不明土地の主要な発生原因は相続登記の未了にあるところ、相続登記の促進のための方策として、現に効果を挙げしており、必要な措置である。	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	適用件数（実績値）		
			適用要件①	適用要件②
		平成30年度	6,915件	40,465件
		令和元年度	9,612件	125,017件
		令和2年度	10,489件	123,614件
		令和3年度	10,523件	135,451件
		令和4年度	13,513件	289,140件
		令和5年度	16,034件	341,421件
		令和6年度	15,048件	357,331件
	令和7年度	14,015件	311,949件	
※ 適用要件②については、平成30年11月15日から施行され、令和4年4月1日から適用対象が拡大された。				

	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	以下のとおり、令和４年度改正後の本措置の適用前後を比較すると、相続登記の申請件数は増加しており、相続登記の促進に効果があったといえる。 租税特別措置の拡充前後における相続（その他一般承継を含む。）を原因とする土地の所有権の移転の登記に係る件数の比較結果 適用前件数：８３８，３７６件（令和３年度） （４，６９９，７１１筆） 適用後件数：８８４，３２９件（令和４年度～７年度平均） （５，６９６，０１５筆） 適用前比約１０５％（件数比） 適用前比約１２１％（筆数比） 相続（その他一般承継を含む）を原因とする土地の所有権の移転の登記に係る事件における租税特別措置の適用件数の割合（令和７年度実績）約３７％
	前回要望時の 達成目標	相続登記の数の現状維持又は増加
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	「適用実績」にあるとおり、本措置は適用実績を積み重ねており、その目標を達成している。
これまでの 要望経緯		平成３０年度：新設 令和３年度：適用期限を令和４年３月３１日まで１年延長、 租税特別措置法第８４条の２の３第２項の適用 対象を表題部所有者の相続人が受ける所有権の 保存の登記にも拡充 令和４年度：適用期限を令和７年３月３１日まで３年延長、 租税特別措置法第８４条の２の３第２項の適用 対象の土地の価格と要件の拡充 令和７年度：適用期限を令和９年３月３１日まで２年延長

要望内容と自己点検の関係

措置名：相続に係る所有権の移転登記等の免税

- 令和８年度の自己点検においては、本特例措置についての長期アウトカム（指標：相続登記の申請件数、目標値：免税措置実施前からの大幅な増加（１０％以上）、対象期間：平成２９年度の申請件数と直近の申請件数とを比較）について、令和６年度の相続登記の申請件数が平成２９年度比４６．５％（筆个数ベースで６４．０％増）となったことから、達成できたと判断した。
- 本特例措置の導入及び拡充によって、相続登記の申請件数は大幅に増加している。このような相続登記の促進は、所有者不明土地等の主要な発生原因である相続登記の未了の解消・予防につながるものであり、土地取引や公共事業、防災・復興事業等を円滑化し、大きな経済効果を挙げているものと考えられる。
- また、本特例措置は、特に、相続登記が長期間放置されがちな土地や、評価額が低い土地を対象としており、所有者不明土地等問題への対応に当たって政策的必要性の高い範囲に重点的に適用されていると考えられる。さらに、本特例措置は、法律上の要件に該当する個人であれば広く適用対象となる措置であり、特定の者を優遇するものではないことから、公平性にも配慮した制度となっている。
- 本特例措置については、令和７年度の延長後も、延長前と同水準で利用され、さらに、相続登記の申請件数は増加しており、相続登記の促進に効果があったといえる。
- そのため、引き続き措置を継続するとともに、所有者不明土地等問題への対応に当たって政策的必要性が高いにもかかわらず、現行の特例措置の対象外となっている範囲にも対象を拡大することが相当である。
- 以上を踏まえ、本特例措置を継続すること、そして、要件を緩和する等の更なる拡充や新たな特例措置を講ずることについて、要望することとした。

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(法務省民事局)

項 目 名		船荷証券等の電子化に伴う所要の整備	
税 目		所得税	
要 望 の 内 容	商法（明治３２年法律第４８号）上、船荷証券等の有価証券は紙で発行することが求められているところ、平成２９年に国連国際商取引法委員会において電子的移転可能記録モデル法が制定されたことや、令和７年６月の「経済財政運営と改革の基本方針２０２５」において商法改正による船荷証券の電子化が求められていることなどを受け、船荷証券等の交付に代えて船荷証券等に記載すべき事項を記録した一定の電磁的記録の提供を行うことができるようにするための商法改正を予定しているところ。		
	上記商法改正により、電子化された船荷証券等が創設されることに伴い、船荷証券について規律する国外送金等に係る調書の提出等に関する制度について、所要の措置を講ずる。		
	平年度の減収見込額		百万円
	(制度自体の減収額)		(百万円)
	(改 正 増 減 収 額)		(百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 近年の情報通信技術の進展に伴う電子商取引の拡大に対応するため、船荷証券等の交付に代えて船荷証券等に記載すべき事項を記録した一定の電磁的記録の提供を行うことができるようにする等の措置を講ずる必要がある。 (2) 施策の必要性 平成２９年に国連国際商取引法委員会において電子的移転可能記録モデル法が制定され、各国において同モデル法を参考として国内法を整備する動きが進んでいることや、令和７年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針２０２５」において商法改正による船荷証券の電子化が求められていることなどから、船荷証券の電子化に向けた商法改正を速やかに実現する必要がある。その上で、上記商法改正により電子化された船荷証券等が創設されることに伴い、船荷証券について規律する国外送金等に係る調書の提出等に関する制度について、所要の措置を講ずる必要がある。	
今回の要望（租税特別措置）に	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	

		政策目標の 達成状況	
	有効性	要望の 措置の 適用見込み	
		要望の措置 の効果見込み (手段としての有効性)	
	相当性	当該要望項目 以外の税制上の措置	
		予算上の 措置等の 要求内容及び金額	
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置 の妥当性	
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措置の 適用実績	
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	
		租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	
		前回要望時の達成目標	

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	
これまでの 要 望 経 緯		

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(法務省民事局)

項 目 名		民法の改正（遺言制度の見直し）に伴う所要の措置	
税 目		相続税、所得税、贈与税	
要 望 の 内 容	現行の民法（明治 29 年法律第 89 号）では、遺言は書面又は文字情報に係る電磁的記録をもって作成されることが前提とされているところ、令和 8 年特別国会において成立した「民法等の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 45 号。以下「本改正法」という。）により、特殊な場面のみで許される遺言（船舶遭難者等遺言）として、録音・録画に係る電磁的記録をもって遺言を作成することが可能な方式が追加されたことを受け、本改正法の施行後は、「遺言書」（遺言内容が書面又は文字情報に係る電磁的記録に化体されたもの）に該当しない遺言もあり得ることとなる。 本改正法による改正後の民法において、遺言書及び録音・録画に係る電磁的記録により作成された遺言を「遺言書等」と定義していることなどを踏まえ、相続税法及び所得税法等において「遺言書」という文言が用いられている規定につき、所要の措置を講ずる。		
	平年度の減収見込額		百万円
	(制度自体の減収額)		(百万円)
	(改 正 増 減 収 額)		(百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 近年の情報通信技術の進展及び普及等の社会情勢に鑑み、遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、遺言者が電子的な手段を用いて作成することのできる新たな遺言の方式に関する規律を整備する必要がある。 (2) 施策の必要性 上記政策目的に基づき、令和8年特別国会において成立した本改正法のうち、特殊な場面のみで許される遺言（船舶遭難者等遺言）として、録音・録画に係る電磁的記録で遺言を作成することが可能な方式を追加する規定については、本改正法の公布日（令和8年6月24日）から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされているため、相続税法及び所得税法等において「遺言書」という文言が用いられている規定についても、速やかに所要の措置を講ずる必要がある。	
今回の要望（租税特別	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	

		同上の期間 中 の 達 成 目 標	
		政策目標の 達 成 状 況	
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関 係	
		要望の措置 の 妥 当 性	
	これまでの租税特別措置の適用実績と 効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	
		租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
		租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段として の有効性)	

	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		

令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（法務省出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課）

項 目 名	電子渡航認証制度（JESTA）の導入に伴う外国人旅行者向け消費税免税制度の確認事務等の見直し		
税 目	消費税、酒税		
要 望 の 内 容	【制度の概要】 消費税法第 8 条等に基づき、輸出物品販売場等（以下「免税店」という。）において、外国人旅行者などの非居住者に対して、特定の物品を一定の方法で販売する場合には消費税等が免除される。 【要望の内容】 出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 32 号。以下「入管法等改正法」という。）の施行に伴い、電子渡航認証制度（JESTA）※の導入により一部の短期滞在者においても上陸許可証印が省略されること等を踏まえ、免税店における免税販売の確認事務等について、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。 ※JESTA：来日を希望する外国人について、渡航前に入管庁長官に対して渡航目的や滞在先等の情報を提供させ、事前にスクリーニングを行い、不法残留等を企図する外国人の入国を防止する制度。 【関係条文】 （消費税）消費税法第 8 条、消費税法施行令第 18 条～第 18 条の 5 消費税法施行規則第 6 条～第 10 条 （酒 税）租税特別措置法第 87 条の 6 租税特別措置法施行令第 46 条の 8 の 2 租税特別措置法施行規則第 37 条の 4 の 4		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 免税販売に係る確認事務等について、JESTA の導入に合わせた見直しを行うことで、JESTA の導入後においても免税店において円滑な免税販売が行えるような措置等を講じ、免税販売の適正な実施を確保する。 (2) 施策の必要性 急増する訪日外国人旅行者に対応するため、令和 10 年度中の JESTA の導入等を盛り込んだ入管法等改正法が、第 221 回特別国会（令和 8 年 5 月 29 日）において成立。 現在、免税店では免税購入対象者の適否について、主に上陸許可の証印も含めて確認しているところ。JESTA の導入により、一部の入国者については旅券への当該証印が省略されることとなるため、JESTA の導入後においても、免税販売の円滑かつ適正な実施が確保できるよう、関係する手続等を見直す必要がある。 また、入管法等改正法により、遭難による上陸の許可の範囲が見直されたことに伴い、免税購入対象者の範囲も合わせて見直す必要がある。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○国土交通省政策評価体系上の位置付け 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 20 観光立国を推進する 業績指標 72 訪日外国人旅行消費額
		政策の達成目標	○「観光立国推進基本計画」（令和 8 年 3 月 27 日閣議決定）における目標 ・ 訪日外国人旅行消費額 観光ビジョンに掲げた 2030 年 15 兆円の目標達成に向け、（略）消費額拡大を図る。 ○「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における目標 ・ 訪日外国人旅行消費額 2030 年に 15 兆円を達成する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	○「観光立国推進基本計画」（令和 8 年 3 月 27 日閣議決定）における目標 ・ 訪日外国人旅行消費額 2030 年に 15 兆円を達成する。 ○「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における目標 ・ 訪日外国人旅行消費額 2030 年に 15 兆円を達成する。

		政策目標の達成状況	・ 訪日外国人旅行消費額 2025 年：9.5 兆円
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置を講ずることにより、JESTA の導入後においても、免税販売の円滑かつ適正な実施を確保することで、訪日外国人旅行消費額のより一層の拡大に繋げる
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	電子渡航認証システム（JESTA）の導入に伴う外国人旅行者向け消費税免税制度の確認事務等の見直し（地方消費税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	JESTA の導入後においても、免税販売の円滑かつ適正な実施を確保することで、訪日外国人旅行消費額のより一層の拡大に繋げるためには、本措置を講ずることが妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 連する事項	租税特別措置の適用実績	・ 訪日外国人旅行消費額 2013 年：1 兆 4,167 億円 2014 年：2 兆 278 億円 2015 年：3 兆 4,771 億円 2016 年：3 兆 7,476 億円 2017 年：4 兆 4,162 億円 2018 年：4 兆 5,189 億円 2019 年：4 兆 8,135 億円 2020 年：7,446 億円 2021 年：1,208 億円 2022 年：8,987 億円 2023 年：5 兆 3,065 億円 2024 年：8 兆 1,257 億円 2025 年：9 兆 4,549 億円
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	○免税対象品目の拡大・手続簡素化により、外国人旅行消費額の大幅な拡大、免税店の拡大に繋がった。 (平成 26 年 10 月開始) ○免税手続カウンター制度が開始され、商店街、ショッピングセンターにおける店舗の免税手続きの負担が大幅に軽減された。 (平成 27 年 4 月開始) ○免税販売の対象となる最低購入金額の引下げにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。 (平成 28 年 5 月開始) ○一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が 5,000 円以上となる場合も免税販売の対象とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。 (平成 30 年 7 月開始) ○既に免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に出店する場合において、事前の手続により免税販売を可能とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。 (令和元年 7 月開始) ○免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続を行うことが出来る機器を設置した場合には、免税販売手続に必要な人員の配置等を不要とする措置を講じたことにより、24 時間購入可能となる等、外国人旅行者の利便性向上に繋がった。 (令和 3 年 10 月 1 日開始) ○免税購入対象者の変更(留学生等の免税対象からの除外)を行うとともに、免税手続の際に Visit Japan Web を活用した本人情報の確認が可能となったことにより、店舗の免税手続の負担軽減及び外国人旅行者の利便性向上に寄与した。 (令和 5 年 4 月 1 日開始)
	前回要望時の達成目標	○「観光立国推進基本計画」(令和 5 年 3 月 31 日閣議決定)における目標 ・訪日外国人旅行消費額 早期に 5 兆円を達成する ○「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)における目標 ・訪日外国人旅行消費額 2030 年に 15 兆円を達成する ⇒2023 年の訪日外国人旅行消費額は 5 兆 3,065 億円となり、短期目標の早期 5 兆円を達成。2025 年の訪日外国人旅行消費額は 9.5 兆円で過去最高となる等、順調に推移しており、2030 年に 15 兆円を達成するべく、取組を進めている状況。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの
要望経緯

平成 26 年度：拡充

- 免税対象品目の拡大（食品類、飲料類、たばこ、薬品類及び化粧品類等も含め、一定の条件の下、全ての品目を免税対象品目とする。）
- 免税手続の簡素化（購入記録票等の様式の弾力化及び手続の簡素化を行う。）

平成 27 年度：拡充

- 免税手続きの第三者への委託を可能とし、商店街・物産センター等において、免税手続きの一括カウンター設置を実現。併せて、一括カウンターでは店舗を超えて購入金額の合算を認める（ただし、一般物品と消耗品は区別）。

平成 28 年度：拡充

- 一般物品の免税販売の対象となる最低購入金額を「10,000 円超」から「5,000 円以上」へ引き下げるとともに、免税対象物品を免税店から一定の運送事業者を利用して海外の自宅や空港等へ直送する場合の手続きの簡素化等を行う。

平成 30 年度：拡充

- 一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が 5,000 円以上となる場合も免税販売の対象とする。
- 現行の紙による免税販売手続き（購入記録票のパスポートへの貼付・割印）を廃止し、免税販売手続きを電子化する。

令和元年度：拡充

- 既に免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に出店する場合において、簡素な手続により免税販売を可能とする「臨時免税店制度」を創設する。

令和 2 年度：拡充

- 免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続を行うことが出来る機器を設置した場合には、免税販売手続に必要な人員の配置等を不要とする措置を講じる。

令和 4 年度：拡充

- 免税購入対象者の変更（留学生等の免税対象からの除外）を行うとともに、Visit Japan Web を活用した本人情報の確認を可能とする。

令和 6 年度：検討事項要望

- 出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、令和 7 年度税制改正にて、制度の詳細について結論を得ることとする。

令和 7 年度：リファンド方式への移行等

- 消費税の外国人旅行者向け免税制度については、不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、令和 6 年度税制改正大綱で示された方針を踏まえ、出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直す。

	また、リファンド方式の移行に伴い、訪日外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減等となるよう、免税対象物品の範囲等の見直し等の措置を講じる。
--	---

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（法務省）

項 目 名	第 1 次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討		
税 目			
要 望 の 内 容	第 1 次国土強靱化実施中期計画において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえて財源確保方策を関係府省庁（注）において検討する。 （注）関係府省庁は、内閣官房、内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	国土強靱化を推進するに当たり、安定的な財源を確保すること。		
	(2) 施策の必要性		
	気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。 「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）においては、令和 8 年度から令和 12 年度までの計画期間内に実施すべき施策（全 326 施策）を位置付けるとともに、そのうち推進が特に必要となる施策（全 114 施策）及びその事業規模（おおむね 20 兆円強程度）を定めている。 国土強靱化の取組を安定的に推進するためには、財源確保が重要であることから、財源確保方策を検討するものである。		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）（抄） 第5章 フォローアップと計画の見直し さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。 ○「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和8年7月21日閣議決定）（抄） 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 3. 国民の安全・安心の確保 （1）防災・減災・国土強靱化の推進 「国土強靱化基本計画」が示す基本的方針等を踏まえ、「国土強靱化実施中期計画」及び「国土強靱化年次計画 2026」⁹²に基づく施策を『「強く豊かな日本」投資枠』を活用して推進し、テクノロジーを駆使してハード・ソフト両面の対策を強化する。 92 令和8年7月3日国土強靱化推進本部決定。令和8年度与党税制改正大綱では、道路関連インフラ保全の重要性等にも留意しつつ、いわゆるガソリン暫定税率廃止の財源確保について令和9年度税制改正において結論を得るとされていることも踏まえる。
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
	有効性	政策目標の達成状況	
		要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	
相 当 性	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	

		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）		
	前回要望時の達成目標		
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		
これまでの要望経緯		R8 新規要望	